　中央会使用欄0連番

京都府中小企業団体中央会　御中

令和４年　　　月　　　日

**事業復活支援金　事前確認申込書**

　事前確認が適切・円滑に実施できるように協力し、必要な資料・情報を偽りなく提供することを約し、事前確認を申し込みます。

※　文字・数字は丁寧に記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名  (屋号・雅号) | （ふりがな） | | |
|  | | |
| 代表者  役職・氏名 | （ふりがな） | | |
|  | | |
| 電話番号 | ☐　事前確認等に使用する電話番号にチェック | 携帯電話番号 | ☐　事前確認等に使用する電話番号にチェック |
| 事業形態 | **□**法　人（法人番号：13桁　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  **□**個　人[事業所得]　　（生年月日：　西暦　　　　年　　　月　　　日生）  **□**個　人[雑・給与所得]（生年月日：　西暦　　　　年　　　月　　　日生） | | |
| 申請ＩＤ(10桁) |  | 申請ＩＤ取得時に登録した  電話番号 |  |
| 所属組合  (中央会の会員組合に限ります。) | １年以上継続して所属している組合を記載してください。(中央会が所属状況を組合に確認する場合があります。) | | |

【事前確認の申込手続き】

　中央会が事前確認を行う「売上減少の要因について該当する箇所」「給付対象、宣誓・同意事項等を確認し、理解した項目」について、それぞれチェックをしてください。

　全ての記載が完了したら、メールに添付して中央会に提出してください。

　後日、中央会から電話で事前確認を行います。

１　売上減少の要因について[該当する箇所にチェックをしてください。]

　復活支援金の給付は、新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断（例：要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更等）によらずに対象月の売上が基準月と比べて30％以上減少している必要があります。

　以下の項目で申請希望者が申請時にマイページ上で選択する予定の項目を全て選択してください。

　なお、「顧客・取引先」には、他社を介在した間接的な 顧客・取引先を含みます。

　①　需要の減少による影響

**□**　国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少

**□**　国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として客・取引先が行う 休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少

**□**　消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少

**□**　海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少

**□**　コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少

**□**　顧客・取引先が上記５項目・下記３項目のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少

　②　供給の制約による影響

**□**　コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難

**□**　国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約

**□**　国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約

２　給付の対象、宣誓・同意事項等について[以下の項目を確認し、ご理解いただけた項目にチェックをしてください。]

**□**　新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30％以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

**□**　対象月の売上が基準月と比べて30％以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

＜補足＞

・復活支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要です。

・新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合 、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合 、売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合 、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たしません。

**□**　事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識している。

**□**　「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。

**□**　今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識している。

**□**　復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は７年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。

**□**　復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び２割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。

**□**　代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。

|  |
| --- |
| 事業復活支援金の制度を正しく理解し誤りなく申請するために、申請前に経済産業省のホームページに掲載されている「事業復活支援金の詳細について」という資料を必ず全て読んでください。  　ＨＰ事業復活支援金の詳細について　https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\_fukkatsu/pdf/summary.pdf |